

広島県選挙管理委員会告示第四十四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

平成二十七年六月四日

広島県選挙管理委員会委員長 橋 本 宗 利

## 別表

指 定 施 設			変 更 事 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
身体障害者 支援施設	身体障害者療護 施設白木の郷	広島市安佐北区白木 町大字小越 230 番地	名称	指定障害者支援施設 白木の郷
			所在地	広島市安佐北区白木 町大字小越 10230 番 地